

こんなときはどうするの?Q&A

| | | |
|------------------|--|-----------------------|
| Q.農地の売買・賃借 | A. 農業委員会の許可が必要です。貸す場合、期限後確実に返還される制度もあります。 | 問 農業委員会 ☎24-1726 |
| Q.農地を転用したい | A. 許可が必要。区域や目的によっては転用できない場合があります。 | |
| Q.農地を相続した | A. 農地を相続した場合、届け出が必要です。 | |
| Q.新たに就農したい | A. さまざまなサポートがあります。ご相談ください。詳しくは「担い手支援」参照 | 問 農林水産課 ☎24-1727 |
| Q.台風や豪雨で農地や施設が被災 | A. 期限内に調査して、復旧の申請することで補助が受けられます。被災後できるだけ速やかにご連絡ください。 | 問 農山漁村整備課 ☎24-1743 |
| Q.鳥獣被害で困っている | A. ワイヤーマッシュ柵や電気柵などの購入経費を補助します。 | 問 農林水産課 ☎24-1727 |
| | A. 駆除・捕獲の相談 | |

農業

担い手支援

問 農林水産課 ☎24-1727

認定農業者・認定新規就農者になればさまざまな補助が受けられます。

集落営農の法人化・組織化を行う場合も、国の補助を受けられる場合があります。基準があり、市の認定が必要です。詳しくは農林水産課に事前にご相談ください。

45歳未満の認定新規就農者に資金の交付

経営の不安定な就農初期段階の45歳未満の認定新規就農者に資金の交付があります。農業次世代人材投資事業(旧:青年就農給付金)。

【要件】

- 農地や機械などを原則として所有している
 - 自分名義で取り引きし、自らが経営管理している
 - 5年後の農業所得の計画が250万円以上など
- 細かい要件や手続きなどがありますので、ご相談ください。

【交付期間】 経営開始から最大5年間

【交付額】 経営開始1年目150万円。2年目以降5年目までは前年所得や経営実績に応じて変動もしくは、交付停止。

農業用機械購入に補助金

認定農業者などに、農業用機械などの購入に必要な費用の一部を補助しています。

【対象】

- 農業用機械(トラクター・コンバイン・農業用機械アタッチメント、選果機など)
- 農業用施設(ハウス・プレハブ保冷庫など)
- その他、農家提案型事業に必要な費用

長期間・低金利の融資

農業者が行う設備投資や運転資金として、長期間・低金利で借りられる融資があります。

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 農業経営改善関係 | 農業近代化資金、農業改良資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金 |
| 農業負債整理関係 | 農業経営負担軽減支援資金、経営体育成強化資金・農業経営基盤強化資金 |
| その他 | 愛媛県農林漁業共同化資金、農林漁業セーフティネット資金、青年等就農資金など |

※融資機関の審査が必要です

※農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、農業経営負担軽減支援資金については市の利子補給があります



農地・農業用施設の整備

問 農山漁村整備課 ☎24-1743

農地などの整備に補助金

農業者・集落営農組織などを対象に、農地や農業用施設（ほ場・用排水路・ため池・農道など）の改修・整備に、補助金を交付します。詳しくはご相談ください。

耕作条件改善事業

担い手対策として、畦畔除去による農地の大区画化や、水路・農道などの整備を行う際にサポートします。条件は、担い手への農地の集積・集約。自己負担金が必要ですので、農地や施設でお困りでしたら、まずご相談ください。

農業農村整備事業

農地・ため池・用排水路・農道などの整備に関する補助事業です。老朽化の進んだ施設を大規模に改修する際などにサポートします。事業計画と自己負担金が必要ですので、まずご相談ください。

農地の管理

地域ぐるみの農業活動や環境保全に補助金（日本型直接支払制度）

農業の多面的な機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動を支援する補助金があります。

- 多面的機能支払交付金
 - (1) 農地維持活動（草刈り・水路の泥上げなどが対象）
 - (2) 資源向上活動（水路・農道・ため池の軽微補修、ビオトープづくりなどが対象）

※申請には、活動組織の立ち上げが必要です。ご相談ください

問 農山漁村整備課 ☎24-1743

- 中山間地域等直接支払制度（傾斜地など条件不利地域への支援）
- 環境保全型農業直接支払交付金（環境保全効果の高い営農活動を支援）

※申請には、活動組織の立ち上げが必要です。ご相談ください

問 農林水産課 ☎24-1727

農業者年金

問 農業委員会 ☎24-1726

農業者の老後生活を安定させるための積立制度です。

加入

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業をする60歳未満の人なら誰でも加入できます。保険料額は選べ、いつでも見直せます。支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象です。

受給

原則65歳からの受給。60歳から繰り上げ受給も可能。終身年金です。80歳までに死亡した場合、死亡一時金があります。JA金融窓口で申請できます。

林業

問 農林水産課 ☎24-1727

こんなときは届け出を

森林の立木を伐採するとき

森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、目的、樹種、方法、面積などに関わらず、事前に届け出をしてください。

【届出者】

- 森林所有者が自分で伐採するとき、森林所有者
- 山林の立木を買い受けて伐採するとき、買受人と森林所有者の連名

【届出時期】

伐採を始める30日前まで（受付は90日前から可能）

森林の所有者となったとき

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人は、面積に関わらず届け出をしてください（国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を提供している人は除く）。

【届出時期】

土地の所有者となった日（登記が完了した日）から90日以内

【必要書類】

- 登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し
- 土地の位置を示す図面

水産業

問 農林水産課 ☎24-1727

水産業への支援

水産制度資金

一定の条件を満たす漁業者などが、経営の近代化または改善、維持管理をするために借り受けた資金に、利子補給を行います。

「漁業近代化資金」、「農林漁業共同化資金」があります。ご相談ください。

memo



農林水産